副業・兼業人材活用促進に係るシンポジウム・個別相談会事業

業務委託に係るプロポーザル実施要領

１　趣旨

　本県では、労働供給制約社会の到来により、あらゆる分野での人手不足が深刻化しており、新卒を含めた正社員を確保することは難しい状況である。こうした限られた人的資源の中で企業の様々な経営課題に対応していくためには、副業・兼業人材等の外部人材を活用する視点は欠かせない。本県では、人口あたりの副業・兼業人材の活用実績が全国トップクラスとなっているが、エッセンシャルワーク領域を含むより多様な分野での受入れを進めることで、県内企業の生産性向上や競争力強化はもとより、あらゆる分野における人材確保などさらなる効果も期待できるため、副業・兼業人材の活用促進に一層取り組んでいく必要がある。

このため、県内企業の経営者などを対象に副業・兼業人材を活用することのメリットを普及するシンポジウムを開催するとともに、副業・兼業人材の活用に係る個別相談会を開催することにより、県内企業における副業・兼業人材の活用を促進し、企業の経営課題解決や人材不足の解消に繋げるもの。

２　業務概要

（１）業務名

　　　副業・兼業人材活用促進に係るシンポジウム・個別相談会事業

（２）主な業務内容

副業・兼業人材活用促進に係るシンポジウム・個別相談会事業業務仕様書のとお

り

（３）委託期間

契約締結の日から令和８年３月31日（火）まで

（４）契約上限額

金2,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

３　実施スケジュール

（１）質問書提出期限　　　　　　　令和７年８月８日（金）

（２）質問回答期限　　　　　　　　令和７年８月15日（金）

（３）参加申込提出期限　　　　　　令和７年８月22日（金）

（４）企画提案書等提出期限　　　　令和７年８月27日（水）

（５）審査結果通知　　　　　　　　令和７年９月１日（月）

（６）委託事業者決定・契約締結　　令和７年９月上旬

４　プロポーザルの参加資格

　本公募型プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる全ての項目を満たしている者とする。

（１）提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること

（２）プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと

（３）宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと

（４）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２項に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

（６）富山県の全ての県税に滞納がない者であること。

５　参加手続

（１）プロポーザルへの参加申込

本プロポーザルの参加を希望する場合は、参加申込書（様式１）を令和７年８月22日（金）17時まで（必着）に電子メールで提出すること。(必ず電話で到達を確認すること）

（２）質問の受付等

①　本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式２）を令和７年８月８日（金）17時まで（必着）に電子メールで提出すること。(必ず電話で到達を確認すること）

受け付けた質問に対しては、８月15日（金）17時までに富山県人材活躍推進センターホームページで回答する。

②　以下の質問については、受け付けない。

　　ア　評価基準の配点に関する質問

　　イ　他の応募者に関する質問

　　ウ　その他プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

６　企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加を申し込んだ者は、別紙の「副業・兼業人材活用促進に係るシンポジウム・個別相談会事業業務仕様書」を踏まえ、次のとおり企画提案書等を提出すること。

（１）提出書類

次の①～④の書類（A4版）を電子メールにより提出すること。(必ず電話で到達を確認すること）

①　企画提案書（任意様式・A4版・６ページ以内）

企画提案書には、以下の内容を記載すること。

　　・業務実施方針

　　　　・実施概要

　　　・実施フロー図

　　　・実施までのスケジュール

②　事業者概要（様式３）

③　経費見積書（任意様式・１ページ以内）

項目ごとに、実態に即しできるだけ詳細に明記すること。

　　④　業務実施体制報告書

　　　　・任意様式、A4縦で１ページ以内

　　　　・責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制（再委託先を含む）など

（２）提出期限

令和７年８月27日（水）17時（必着）

７　審査方法及び審査結果

（１）審査方法

企画提案書等による書面審査により、総合的に最も優れた提案をした業者を委　託候補者として選定する。

※必要に応じて、企画提案書の内容について説明を求める場合がある。

（２）審査の観点

①　事業実施概要・内容の充実、効果

・事業趣旨に合致した企画内容となっているか

・内容がわかりやすく、充実し効果的な提案であるか

・業務内容の質、量ともに委託金額に見合ったものとなっているか

②　実施体制・スケジュール

・業務を円滑かつ確実に遂行できる実施体制が整っているか

・作業手法、日程等を明確に示し、確実に業務を遂行できる工程であるか

（３）結果通知

審査結果は、後日プロポーザル参加者に直接通知するとともに、富山県人材活躍推進センターホームページで公表する。

なお、審査結果に対する異議申立てや選定理由等に関する質問は受け付けない。

８　契約

審査により選定した委託候補者とは、内容を別途協議のうえ契約を締結する。ただし、必要な契約条件に合致せず、調整が整わない場合、契約締結を行わないことがある。この場合、次点者と契約締結について協議する。

９　その他

（１）企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

（２）次に掲げるものの提案は、無効とする。

① 所定の日時までに提出しなかったもの

② 本企画提案に関する条件、またはあらかじめ指示した事項に違反したもの

③ 企画提案書等に虚偽の記載をしたもの

（３）委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権（知的財産権）は、富山県に帰属するものとする。

（４）受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らしまたは自己の利益のために利用してはならない。委託業務の終了後も同様とする。

（５）受託者は、原則として業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ富山県人材活躍推進センターと協議し、富山県人材活躍推進センターが認めた場合に限り第三者へ委託、または請け負わせることができる。

10　提出・問合せ先（事務担当）

富山県人材活躍推進センター　企画管理部

〒930-0805　富山市湊入船町９番１号とやま自遊館２階

Mail：info★job-suishin.ne.jp（★を@に変えてご対応ください）

TEL ：076-411-9153